

次世代育成支援推進法 一般事業主行動計画  
公立大学法人名桜大学 行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1： 現行の出産・育児・介護に関する制度について、より利用しやすくなるよう環境整備を図る。男性職員が育児支援制度を積極的に利用できるよう、環境整備に努める。

<対策>

- 「産前・産後休暇」「育児休業」「育児時短制度」など現行の学内制度の教職員への周知方法、有効な情報提供のあり方を検討し制度の利用がしやすくなるよう改善を図る。
- 男性職員が取得可能な子育てに関する各種休暇・休業制度の周知を行い、取得の推進を図る。

目標2： 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを促進し、取得率の向上を図る。

<対策>

- 休暇取得について管理職を中心に啓発に努める。
- 入学式、卒業式、授業参観など、子の学校・幼稚園・保育所行事への参加のための年次有給休暇は、計画的に取得できるよう環境をつくる。

目標3： ノー残業デーの導入など所定外労働時間を削減する。

<対策>

- 所定外労働を削減する為、毎週金曜日及び給与日をノー残業デーと設定し、実施する。
- 定期的に時間外労働の検証を実施する。特に長時間労働が多い部署に対しては、注意喚起を行う。